

芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇都宮市の「東西基幹公共交通の実現に向けた基本方針」を踏まえ、LRTの事業化に向けて各種専門的な検討を行うため、芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、前条の目的に従い、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) LRTの導入ルートや施設整備等、芳賀町の延伸区間を含めた整備方針に関すること。
- (2) LRT事業の許認可に必要な事項に関すること。
- (3) その他、LRTの事業化に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員で組織することとし、市長が委嘱する。

- 2 有識者委員の任期は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとする。
- 3 行政委員、軌道運送事業者委員の任期は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとし、委嘱された時における当該職又は身分を失ったときは、その職を失う。
- 4 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又はやむを得ず欠席するとき、その職務を代理する。

(行政アドバイザー)

第5条 委員会に、別表第2に掲げる行政アドバイザーを置く。

(オブザーバー)

第6条 委員会に、別表第3に掲げるオブザーバーを置く。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員長がこれを招集する。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、第2条各号に掲げる事項について、高度に専門的、かつ、技術的な検討を行うため、必要に応じて、部会を設置することができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、宇都宮市建設部LRT整備課、LRT管理課及び芳賀町都市計画課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月21日から施行する。

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月12日から施行する。

この要綱は、平成28年2月22日から施行する。

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

この要綱は、令和元年8月26日から施行する。

この要綱は、令和3年11月22日から施行する。

この要綱は、令和4年8月23日から施行する。

この要綱は、令和5年11月27日から施行する。

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

この要綱は、令和7年8月19日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| | 氏名 | 役職等 |
|-----------|-------|-------------------------|
| 有識者委員 | 森本 章倫 | 早稲田大学教授 |
| | 岸井 隆幸 | 政策研究大学院大学客員教授 |
| | 望月 明彦 | 日本大学客員教授 |
| | 大森 宣暁 | 宇都宮大学教授 |
| | 長田 哲平 | 宇都宮大学准教授 |
| 行政委員 | 田中 成興 | 宇都宮市副市長 |
| | 菱沼 正裕 | 芳賀町副町長 |
| 軌道運送事業者委員 | 高坂 克也 | 宇都宮ライトレール株式会社取締役兼運輸企画部長 |

別表第2（第5条関係）

| | |
|----------|------------------------------|
| 行政アドバイザー | 国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路交通施設企画室長 |
| | 国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課長 |
| | 国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長 |
| | 国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所長 |
| | 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所長 |
| | 国土交通省 関東運輸局 交通政策部 交通企画課長 |
| | 国土交通省 関東運輸局 鉄道部 計画課長 |
| | 国土交通省 関東運輸局 栃木運輸支局長 |
| | 栃木県 県土整備部 交通政策課長 |
| | 栃木県 県土整備部 道路保全課長 |
| | 栃木県 警察本部 交通部 交通規制課長 |

別表第3（第6条関係）

| | |
|--------|-----------------|
| オブザーバー | 鹿沼市市民部生活課 |
| | 真岡市総合政策部総合政策課 |
| | 上三川町地域生活課 |
| | 益子町総務部総合政策課 |
| | 茂木町企画課 |
| | 市貝町企画財政課 |
| | 壬生町建設部都市計画課 |
| | 高根沢町地域安全課 |
| | 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 |
| | 東武鉄道株式会社 |
| | 関東自動車株式会社 |
| | ジェイアールバス関東株式会社 |
| | 栃木県タクシー協会 |